

平成16年（行ウ）第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原 告 秋山博 外18名

被 告 群馬県知事 外1名

証拠申出に対する意見書

平成20年5月30日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴

義 聖



被告群馬県知事指定代理人

戸 神 博 樹



同

村 上 行 正



同

本 木 秀 典



同

奥 野 幸 二



同

萩 原 美 紀



同

宮 田 嗣 美




同


中 山 勝



同

浅田 正人 

同

若田部 純 

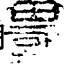
同

後藤 剛 


同

桐生 利一 


同

田部井 宏明 


被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉 豊 


同

葉葺 孝 

同

内田 徹 

同

内山 倫秀 

原告らは、平成20年5月30日付け上申書において、利水問題につき嶋津暉之(甲11)・伊藤祐司(甲10)・新井敏の、地すべりとダムサイトの問題につき奥西一夫(甲D14)・坂巻幸雄(甲D15)の、環境問題につき花輪伸一(甲E17)の尋問を特に強く求めているが、これに対する被告らの意見は、以下のとおりである。

第1 意見の趣旨

原告らの申出に係る各証人の尋問を実施することは不要であるのみならず、きわめて不適切である。

第2 意見の理由

1 利水問題について

(1) 群馬県の利水に関する八ッ場ダム開発事業への参画は、昭和60年11月のダム使用権の設定申請(水道用水1日最大26万900立方メートル及び工業用水1日最大3万200立方メートル)、平成15年11月のダム使用権の変更申請(水道用水1日最大17万2800立方メートル及び工業用水1日最大3万200立方メートル)を「原因行為」とするものであるが(被告ら準備書面(19)7・8頁)、原告らが問題としている群馬県では水余りだから利水上八ッ場ダムに参画する必要性がない旨の主張は、この原因行為に関する主張にすぎず、本件のダム本体についての負担金(特定多目的ダム工事負担金)の国庫への納付(公金の支出)についての財務会計法規上の義務とは無関係であり、主張自体失当のものである。

本件のダム本体についての負担金は、ダム使用権設定(変更)申請に係る利水参画者や国及び八ッ場ダム建設により利益を受ける関係都県により、負担割合や負担額が定まるものであって(被告ら準備書面(3)7~9頁)、原告らの主張する群馬県における実体的な利水上の必要性いかんによって、この負担割合等やそれに基づく国土交通大臣の納付の通知等が変更を受けることはなく、したがって、原告らの主張によって納付の通知等に基づく群馬県の国庫への納付が違法になることはあり得ない。

また、水特法負担金及びこれを補完するための基金負担金の支払いは、内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定に基づくが(被

告ら準備書面（3）9～15頁，17～20頁），群馬県のこれら負担金の支払いは，上記したと同様に群馬県のダム使用权設定（変更）申請を「原因行為」とするものであり，したがって，この点の実体的な利水上の必要性いかなの主張は，これら支払い（公金の支出）に関する財務会計法規上の義務とは無関係のものであり，原告らの主張によってこれら支払いが違法になることはあり得ない。

以上のとおり，証人嶋津らの尋問は，要するに本件住民訴訟とは無関係な「原因行為」についての立証であって，無用かつ無意味な尋問であり，不要である。

（2）申出に係る嶋津は，元東京都職員で，東京都の政策決定とは異なる少数意見の持主のようであり，東京都の行政に反映されない自己の独自意見を群馬県に適用して当法廷で開陳しようとしているようである。しかし，その立証趣旨（平成19年12月14日付け証拠申出書2頁）や甲11から明らかなどおり，水需要予測方法の批判，県全体の水源と将来水需要予測の単純な差引計算，水源の転用や地下水の利用についての提言等，善解しても政策論争を出るものではなく，尋問しても無意味であり，甲11で足り，尋問は不要である。なお，このような独自意見に対し被告らから反対尋問をする意味はなく，その予定もない。

伊藤は元県議であり，本件の八ッ場ダム建設事業への参画は群馬県議会の総意のもとでなされているが，それとは異なる意見の持主のようであって，議会の総意とは異なる自己の意見を当法廷で開陳しようとしているようである。その立証趣旨や甲10から明らかなどおり，要は群馬県の政策決定とは異なる政策上の独自の意見を述べているにすぎず，甲10で足り，尋問は不要である。なお，このような政策上の意見に対して反対尋問する意味はなく，その予定もない。

いずれにせよ，反対尋問の予定のない者の証人尋問は無意味である。

新井については，項を分けて説明する。

2 ダムサイト・地すべりの危険性について

（1）ダムサイト・地すべりの危険性云々は，いずれも技術的に対応可能なものであるとされており（被告らの準備書面（1-1），同（1-2）参照），本件八ッ場ダム建設事業の違法事由となるものではなく，仮に何らかの危険性があつたとしても，ダムの機能が全く機能しないというものではないから（被告ら準備書

面(5)17~19頁。甲D14・15も機能しないとまでは言っていない。)、国土交通大臣の納付の通知等が無効となるものではないので、国庫への納付が違法となることはない。

そもそもこのような技術的事項は、国(国土交通省)の所管に属するものであり、群馬県は上記準備書面等の主張を超えて当事者として議論する立場にはない。一方的な意見陳述のような証人尋問が不要であることは言うまでもなく、被告らとしては反対尋問をする立場にはなく、その予定もない。甲D14,15で足り、尋問は不要である。

(2)甲D15は、本件の調査等に携っていない国家試験に合格した技術士なる者が、ほとんど国土交通省の報告書の記載のみをもとに、国土交通省とは異なる意見を一方的に述べているだけのものである。また、甲D14にしても(特に27頁の7以下)、危険斜面の確定、対策工事が必要、徹底した調査、再調査等を提言した上、住民の同意を得るかダム事業から撤退するかという作成者の個人的意見を述べているだけであって、いずれも本件の適否とは関係がない。

3 環境問題について

環境問題が群馬県の財産上の損害(被告ら準備書面(5)17~19頁)や財務事項とは無関係のものであることは言うまでもなく、尋問しても意味がない。言いたいことは甲E17で十分であり、尋問は不要である。

4 新井敏について

(1)原告らは利水関係の証人として新井敏の申請をし、水需要予測が不当であること、八ッ場ダムは利水上必要性がないことを立証しようとしている(平成19年12月14日付け証拠申出書3頁)。

しかし、「水循環グループリーダー」は、群馬県の組織上決裁権限のない係長相当職であって、水資源確保対策の責任者には該当しない。しかも、同人は、平成20年3月31日付けで群馬県を退職している。

(2)そもそも八ッ場ダム建設事業への参画は、群馬県という地方公共団体が組織として決定しているものであり、個人的な意見は関係がない。

群馬県の立場は従前から準備書面等で明らかにしているが、これに対する職

員の個人的見解を尋問しても無意味である。あるいは、新井をして被告らの従前からの主張等を弾劾しようというのであればそれなりの根拠を示すべきであるが、本件でそのようなものがあり得るはずもない。いやがらせ尋問予定としか言いようがない。

なお、水戸地裁において、過日県職員の証人採用の決定をしたが、行政組織というものを理解されているのか疑わしいきわめて問題の多いものである。

5 住民訴訟の濫用について

八ッ場ダム建設事業は、国土交通大臣が関係各大臣との意見調整や審議会の答申を経て、さらに関係都県知事やその議会の同意等も経て実施している国の事業であるが、本件は、地方公共団体の国庫への負担金の納付等に藉口して住民訴訟の予定していない国の事業そのものを争っているものであり、また、間接民主制のもとで選挙により選出された長、議会議員が決定した政策問題について、選挙権者の50分の1以上の連署によることもなく（地方自治法75条参照）、たった19名の県民が、地方財政法違反などという的外れな法律論を持ち出して争うという住民訴訟の極端な濫用例である。本訴審理のこれ以上の継続は、地方自治法の制度趣旨に違背する手続といわざるを得ない。

以上